



社会福祉法人滋賀県共同募金会甲賀市共同募金委員会
赤い羽根運動推進チャレンジ事業『笑顔つなげるミライ助成』実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人滋賀県共同募金会甲賀市共同募金委員会（以下、「委員会」という。）会長が、明るい未来をつくる活動や思いをカタチにする取り組みにより、自らが元気になる・地域を笑顔にするチャレンジを応援するための助成事業（以下、「事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。

《赤い羽根共同募金運動》

社会的孤立や経済的困窮、大規模災害など、住民の暮らしと地域の課題解決のため、さまざまなご近所福祉・ボランティア活動、災害救援活動など、住民相互のたすけあいの仕組みと地域づくりを、みんなで一緒に進め、地域ぐるみで応援する運動として、子どもから高齢者まで、さまざまな地域住民が参加できる最も身近な社会貢献の仕組みです。

(助成の種類および助成対象活動)

第2条 本事業の助成の種類は、ミライ助成とつなげるチャレンジの2種類とし、既存の制度やサービスでは対応できない地域生活課題を解決するための新たな活動であって、下記および別表1に定めるとおりとする。

(1) ミライ助成

第1条の趣旨に基づき行われる団体の活動を応援する。

(2) つなげるチャレンジ

第1条の趣旨に基づく思いをカタチにするために行われようとする個人の仲間づくり・活動の場づくり等のきっかけづくりを応援する。

(助成対象者)

第3条 本事業の助成対象者は、甲賀市内においてご近所福祉・ボランティア活動や社会貢献活動等に取り組む団体および個人とする。

(1) ミライ助成

甲賀市内に拠点を置く団体とする（うち過半数以上が甲賀市内に在住、在勤していること）。

(2) つなげるチャレンジ

甲賀市内に在住の個人とする。

2 助成の対象となる団体および個人は、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

(1) 未成年者のみで申請する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと。

(2) 社会福祉法人、企業等の場合は、区・自治会等の地域住民が構成する団体との合同であること。

(3) 団体で申請する場合は運営に関する規約・会則があること。

(4) 継続的な活動が期待できること。

(5) 宗教活動または政治活動を行う団体ではないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制下でないこと。

(財源および助成の内容)

第4条 本事業は社会福祉法人滋賀県共同募金会の広域助成金を財源とし、予算の範囲内において行うものとする。

2 ミライ助成、つなげるチャレンジの助成内容は次のとおりとする。

(1) ミライ助成

1 団体あたり10万円を助成上限額として助成金の交付を行う。

ただし、第8条に定める審査会による審査の結果、減額される場合がある。

(2) つなげるチャレンジ

甲賀市社会福祉協議会職員が担当して活動の支援を行う。

(助成対象経費)

第5条 本事業の助成対象活動のうち、ミライ助成の対象となる経費は、別表2に定めるとおりとする。

(助成対象期間)

第6条 本事業の助成対象期間は、助成を決定した翌年度の4月1日から3月31日の間に実施する活動を対象とする。

(助成申請手続き)

第7条 本事業の助成を受けようとする団体および個人は、会長が別に定める期間内に下記に定める書類により会長に申請するものとする。

(1) ミライ助成

助成申請書(様式第1号)に活動計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)、団体概要書(様式第4号)、団体名簿(様式第5号)及び会則・規約等を添付して申請する。

(2) つなげるチャレンジ

助成申請書(様式第1号)に400字詰め原稿用紙2枚(縦書き)に、カタチにしたい思いを明記して申請する。

(審査方法)

第8条 本事業の助成の審査は、一次審査(書類審査)、二次審査(公開プレゼンテーション)により行うものとする。

(審査会の設置)

第9条 会長は、申請のあった助成対象活動の審査を行うため、甲賀市共同募金委員会「笑顔つなげるミライ助成応援団(審査会)」(以下、「応援団」という。)を置く。

2 応援団は、会長から意見を求められたときは、助成対象活動の内容を審査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(応援団の組織等)

第10条 応援団は、団員10名以内をもって組織し、会長が委嘱する。

2 団員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとする。

3 団員が欠けた場合の補欠団員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 応援団に応援団長および副団長を置き、団員の互選によりこれを定める。
- 5 応援団長は、応援団を代表し、会務を総理する。
- 6 副団長は、応援団長を補佐し、応援団長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(応援団の会議)

第11条 応援団の会議は、応援団長が招集する。

- 2 応援団長は、会議の議長となる。
- 3 応援団は、団員の2分の1以上の出席で成立し、出席団員の過半数をもって議事を決する。可否同数のときは応援団長の決するところによる。

(決定通知)

第12条 会長は、前8条の審査結果に基づき助成を行う団体および個人を決定したときは、助成決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、会長は助成を行わない旨の決定をしたときは、その理由を同項の書面に付記しなければならない。

(交付請求の提出)

第13条 本事業のミライ助成の交付決定を受けた団体は、交付決定通知受理日から起算して10日以内に助成金交付請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第14条 会長は、本事業のミライ助成の交付決定を受けた団体から助成金交付請求書の提出があった場合は、翌年度4月1日以降に助成金を交付するものとする。

(活動の変更、中止等)

第15条 本事業のミライ助成を受けた団体は、前12条の規定による助成金の交付決定通知を受けた場合であっても、活動の内容、予算等を変更しようとするときは、当該活動の実施計画書を再提出して会長の承認を得なければならない。また、助成金の交付を受けた後で助成活動を中止、もしくは廃止した場合は、速やかに委員会に助成交付金を返金しなければならない。

(完了報告および成果報告)

第16条 本事業のミライ助成を受けた団体および個人は、助成活動終了後30日以内に下記に定める書類により会長に報告する。

(1) ミライ助成

助成完了報告書(様式第8号)に活動報告書(様式第9号)、収支決算書(様式第10号)を添付して報告する。

(2) つなげるチャレンジ

助成完了報告書(様式第8号)に400字詰め原稿用紙2枚(縦書き)に、カタチにしたい思いの実現に向けて取り組んだ感想やこれからの思いを明記して報告する。

- 2 本事業のミライ助成を受けた団体は、助成活動終了後1年間の活動報告書(継続)(様式第11号)を会長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第17条 会長は、ミライ助成を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めた

ときは、その団体に対し助成の決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請または報告をしたとき。
- (2) 助成を決定した事業の全部または一部を実施しなかったとき。
- (3) 助成を決定した事業以外のものに使用したとき。
- (4) 第12条による助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(関係書類の備え付け)

第18条 本事業のミライ助成を受けた団体は、事業に関する帳簿および書類を当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(共同募金運動への参画)

第19条 本事業の助成を受けた団体および個人は、共同募金運動へ積極的に参画することとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

(別表1) 助成の種類および助成対象活動

(1) ミライ助成	(2) つなげるチャレンジ
<p>① 自主性・主体性 団体を構成する者の総意による自発的なチャレンジであるか。</p> <p>② 先駆性・創造性 明るい未来を創造する自由な発想やアイデアがあるか。</p> <p>③ 参画性 みんなで考え、みんなで取り組む新たにさまざまな人とつながる活動であるか。</p> <p>④ 公益性 地域社会の利益につながっているか。</p> <p>⑤ 効果性 多くの笑顔が期待できるか。</p> <p>⑥ 継続性 未来につながる活動であるか。</p>	<p>① 自主性・主体性 自らの思いをカタチにする自発的なチャレンジであるか。</p>

(別表2) 助成対象経費

項 目	助成対象経費 (具体例)
諸謝金	講師・指導者などに対する謝礼 (ボランティア: 1回 1,000円以内) (専門講師: 1時間 5,000円以内)
旅費	講師・指導者・補助者にかかる交通費・宿泊費など
消耗品費	事務用・活動用消耗品(材料・食材など)
燃料費	活動の実施に必要な燃料代・ガソリン代
印刷製本費	資料やチラシ作成費・コピー代など
通信運搬費	活動にかかる切手・電話代など
使用料及び賃借料	活動を実施するための会場使用料や機器の借上げ料など
保険料	活動にかかる保険加入代
手数料	振込手数料など

※ その他活動の実施に必要であると特に会長が認めたもの。

※ 助成対象経費に「アルコール類」は認められません。

※ 団体を構成する者の交流・研修を目的とした活動にかかる経費。